

豊能町立図書館の除籍対象となる資料の基準

令和5年4月1日

1 期日を決めて除籍する資料及び除籍基準日

- ・利用者が紛失等し、弁償が完了した資料は弁償日
- ・利用者が紛失等し、弁償手続きを経たにもかかわらず弁償されなかった資料は、手続き開始から3年の日
- ・返却されずに回収不能の資料は、貸出日から3年の日
- ・蔵書点検により所在不明が確認された資料は、確認された日から3年の日
- ・災害、その他事故により亡失、汚損又は破損した資料は、その事実が確認された日
- ・書誌登録から概ね7年を経過し、3年以上利用実績のない資料は、その事実が確認された日
- ・保存年限の定めのある資料は、期限到来の翌日

2 除籍すべきかどうか合議により決定するものは以下のとおりとし、除籍日は合議後の決裁日とする。

- ・通常の利用により汚損又は破損し修理困難な資料
- ・複本の数に比べて利用頻度が低下した複本
- ・書誌登録から概ね7年を経過し、内容的に見て利用価値が乏しいと判断される資料
- ・書誌登録から1年を経過した資料の内、図書館司書が特に不用と判断した資料

3 除籍の対象としない資料

- ・郷土資料
- ・地方行政資料
- ・豊能町立図書館として保存しておくべき資料として合議により決定の上、決裁した資料